

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告 株式会社 [REDACTED]

## 準備書面 4

令和2年11月9日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]



### 第1 原告が提出するソースコードの不一致

ソースコードの創作性に係る主張へ入る前に、原告がソースコードとして裁判所へ提出しているものが、相互に一致していないことを指摘する。

- 1 例えば、本件プログラム1につき、原告は、ソースコードとして甲第3号証を提出し、その説明として、令和2年9月18日付第3準備書面別紙2を提出する。

したがって、甲第3号証と、令和2年9月18日付第3準備書面別紙2は、同じソースコードであって一致するはずである。

しかし、甲第3号証にはあるファイルが別紙2には無く、逆に甲第3号証には無いファイルが別紙2にはあり、両社は一致していない。

この相違を纏めたのが、次の表である。なお、数字は、甲第3号証又は別紙2の頁数であり、ファイルがないものについては空欄としている。甲第3号証又は別紙2の内容を比較して、無いファイルがあるものは「同一」欄を空欄に、

同一のものは「同一」欄を○に、原告の青枠吹き出しの説明が重なっているため確認できない箇所があるものは「同一」欄を△にしている。

ファイル名	甲第3号証	別紙2	同一
clsAccessMdb.vb		6	
clsAddressInfo.vb		1	
clsArrange.vb	2	2	○
clsChannelInfo.vb	5	4	○
clsExcel.vb	4	3	○
clsGraphLine.vb	4	3	○
clsManlockInfo.vb	17	13	△
clsRecorderInfo.vb	8	6	○
clsSendMail.vb	6	5	○
clsTcpIP.vb	2	2	○
clsTestData.vb	2	1	○
clsTimeOut.vb	1	1	○
clsTypedef.vb	1	1	○
frmAddressBook.vb	2	2	○
frmMain.vb	11	8	△
frmPaperlessRecorder.vb	35	29	△
frmPropertyMain.vb	3	3	△
frmPropertyPaperlessRecorder.vb	1		
frmRegLicense.Designer.vb	3		
frmRegLicense.resx	15		
frmRegLicense.vb	1	1	△

frmTemp.Designer.vb	13		
frmTemp.vb	1		
frmVerInfo.vb	6	5	△
mdlCtrlSub01.vb	2	2	△
mdlCtrlSub02.vb	4	3	△
mdlCtrlSub03.vb	5	4	△
mdlCtrlSub04.vb	3	2	△
mdlDateTime.vb	1	1	○
mdlFile.vb	1	1	○
mdlForm00.vb	2	1	○
mdlGlobal.vb	3	2	○
mdlGridSub01.vb	4	3	○
mdlMath01.vb	3	3	△
mdlPanel01.vb	6	4	△
mdlPanel02.vb	5	4	△
mdlRegistry.vb	1		
mdlString.vb	2	2	○
mdlTytedef.vb	1		

2 また、本件プログラム3についても、同様である。

即ち、原告は、本件プログラム3のソースコードとして、甲第8号証-1と、甲第8号証-3（左側）とを提出するが、本準備書面別紙のとおり、両者は一致しない。状況欄に「差換え」とあるのは、該当ページのソースコードの一部が異なることを意味する。

3 さらに、本件プログラム5についても、同様である。

即ち、原告は、本件プログラム5のソースコードとして、甲第13号証-1

と、甲第13号証-3（左側）とを提出するが、本準備書面別紙のとおり、両者は一致しない。状況欄に「差換え」とあるのは、該当ページのソースコードの一部が異なることを意味する。

- 4 なお、本件プログラム4のソースコードである、甲第11号証-1と、甲第11号証-3（左側）は一致していた。
- 5 現時点で判明している不一致は以上である。

原告は、例えば本件プログラム1では、その創作性の主張として、甲第3号証にはないソースコードを、あたかも甲第3号証にあったかのように令和2年9月18日付第3準備書面別紙2で付け加えており、信用できない。

## 第2 ソースコードの創作性について

上記第1の問題があるものの、本件プログラム1の創作性につき、原告が主張する令和2年9月18日付第3準備書面別紙2に対し、次のとおり、反論する。

- 1 原告が令和2年9月18日付第3準備書面別紙2にて青色吹き出しで記載されているものは、機能の説明であって、原告は機能に創作性があると主張するに過ぎない。

例えば、同別紙2の1頁目で「データベース接続メソッド エラー処理有り、エラー対策でも創作性が表れます、ここでは、ブザーを鳴らして戻ります。結果に対する処理は元ルーチンで行う。」と示されている機能を実現するための、アルゴリズムが記載されているにすぎず、そのソースコードには創作性がない。

- 2 原告は、令和2年9月18日付第3準備書面13頁にて、メインルーチンのみで構成することもできたが、最適化及びデータの構造化に重きを置き、サブルーチン化する構成を選択しており、そこに創作性があるかのように主張する。

しかし、サブルーチン化する構成は、プログラミングにおいて、ありきたりな構成であり、そこには創作性がない。

- 3 原告は、令和2年9月18日付第3準備書面13頁にて、最適化及びデータ

の構造化に重きを置いてサブルーチン化した構成での、ソースコードの配置や表現の順序に創作性があると主張する。

しかし、例えばサブルーチンの最適化に関するファイル「mdlCtrlSub03.vb」をみるに、一般的なプログラミング言語からなるアルゴリズムに過ぎず、その配置や順序に創作性は認められない。

以 上

# 甲第 8 号証

## 甲第 8 号証-1 P1~P20 に対応する甲第 8 号証-3 との相違点

甲第8号証-1 (org)		甲第8号証-3 (左: (org))		状況
P1	6~11行	Page1:1	6行	差替え
P2~P17	あり		なし	削除
P18	17~20行	Page1:9	17~18行	差替え
P18	23~25行	Page1:9	21~22行	差替え
P18	30~32行	Page1:9	27行	差替え
P18	35~36行	Page1:9	30行	差替え
P18	39行	Page1:9	なし	削除
P19	19行	Page2:9	なし	削除
P19	21~22行	Page2:9	26行	差替え
P19	25行	Page2:9	29行	差替え
P19	30~31行	Page2:9	34行~35行	差替え
P19	35行	Page2:9	39行	差替え
P19	41~42行	Page3:9	4行	差替え
P20	3~4行	Page3:9	13行	差替え
P20	11行	Page3:9	なし	削除
P20	15行~24行	Page3:9	23~30行	差替え
P20	26行	Page4:9	2行	差替え
P20	35行	Page4:9	5行	差替え
P20	37行	Page4:9	7行	差替え
P20	41行	Page4:9	11行	差替え
P20	43行~44行	Page4:9	13行	差替え

# 甲第 13 号証

## 甲第 13 号証-1 P1~P20 に対応する甲第 13 号証-3 との相違点

甲第13号証-1 (org)		甲第13号証-3 (左: (org))		状況
	なし	Page1/4 (1ページ目)	あり	追加
	なし	Page2/4 (2ページ目)	あり	追加
	なし	Page3/4 (3ページ目)	あり	追加
	なし	Page4/4 (4ページ目)	あり	追加
	なし	Page1/1 (5ページ目)	あり	追加